

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県松本空港管理事務所長 松林憲治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
松本空港灯火施設保守管理業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909
長野県松本空港及び周辺

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本業務と同様の業務の実績又は類似業務の実績があること。
- (5) 県内に本社、支社、支店、営業所等がある者であること。
- (6) 緊急時、早急に現場へ到着できる者であること。
- (7) 通年の監視業務が可能な者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263（58）2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月13日 午後2時

イ 場所 長野県松本空港管理事務所 会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月7日（金）午後5時までに上記3の場所に提出して下さい。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本空港管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県信濃学園長 加蔵新吾

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

長野県信濃学園マイクロバス車両管理及び運転業務

- (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

東筑摩郡波田町4417-8

長野県信濃学園

電話 0263(92)2078

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月25日(火) 午後1時30分

イ 場所 東筑摩郡波田町4417-8

長野県信濃学園 会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月14日(金)午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県信濃学園長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

障害福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県佐久児童相談所長 井沢武則

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機1台

(2) 物品等の特質

入札の説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県佐久児童相談所

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額及び複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35

号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)に迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市岩村田3152-1

長野県佐久児童相談所

電話 0267(67)3437

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月14日 午後2時

イ 場所 長野県佐久児童相談所 会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月10日(月)午後4時までに提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条の2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定いたします。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県佐久児童相談所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

こども・家庭福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

柳澤秀樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

平成20年度特会千曲川流域下水道事業汚泥処分業務委託(長野市赤沼1-(2) 660トン(予定期量))

- (2) 役務の特質

下水汚泥焼却灰(加湿灰)のセメント資源化による処分

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 処分汚泥焼却灰発生場所

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

- (5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業(焼成)の許可を受けた者であること。

- (5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成20年2月25日から平成20年2月27日までの毎日午前8時30分から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年3月3日 午後2時
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成20年2月29日 午後5時(必着)
イ 場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、2の(4)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県工業技術総合センター所長 島田享久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎空調設備保守

点検業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎の空調点検、切替及び調整作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 材料技術部門庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付されている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

長野市若里一丁目18番1号
長野県工業技術総合センター 総務部門
電話 026(268)0602

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月18日(火) 午後3時

イ 場所 長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 4階第二研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要書類について説明した書類を、平成20年3月10日(月)午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否
必要とします。

(8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工業技術総合センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりです。

ものづくり振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月25日

長野県工業技術総合センター所長 島田享久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎、長野県工業技術総合センター食品技術部門庁舎及び長野創業支援センター庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎、長野県工業技術総合センター食品技術部門庁舎及び長野創業支援センター庁舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター材料技術部門庁舎及び長野創業支援センター庁舎

長野市栗田西番場205-1

長野県工業技術総合センター 食品技術部門庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話 026 (268) 0602

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年3月18日（火）午後1時30分

イ 場所 長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 4階第二研修室

5 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年3月10日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該